

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 3 月 25 日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官 原 謙太郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 4 日から 令和 7 年 6 月 11 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 30 日 午前 9 時 50 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 25 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 25 日 午後 4 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 3 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3☆	1,071,000 856,800	一括	214,200	3,931	0
1	602,000				
2	287,000				
3	182,000				
		</			

物 件 目 録

- | | | | |
|----|---|---|----------------|
| ☆1 | 所 | 在 | 田原市高松町カル桶 |
| | 地 | 番 | 1 2 9 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1 8 6 4 平方メートル |
| ☆2 | 所 | 在 | 田原市高松町カル桶 |
| | 地 | 番 | 1 2 9 番 2 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 8 8 7 平方メートル |
| ☆3 | 所 | 在 | 田原市高松町カル桶 |
| | 地 | 番 | 1 3 0 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 5 5 3 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 6 年 10 月 23 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 飯 田 雄 平

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1 ～ 3】

買受適格証明書を要する。

土地改良事業等で賦課金等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 田原市高松町カル桶 |
| | 地 | 番 | 1 2 9 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1 8 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 田原市高松町カル桶 |
| | 地 | 番 | 1 2 9 番 2 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 8 8 7 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 田原市高松町カル桶 |
| | 地 | 番 | 1 3 0 番 1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 5 5 3 平方メートル |



令和 5 年(7)第 39 号

令和 5 年 8 月 17 日受理

令和 6 年 10 月 / 5 日提出

現 況 調 査 報 告 書

(物件 1 ～ 3)

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 岩 尾 正 昭

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------------------|------------------|---------------------------------------|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 田原市高松町カル桶
129番1
田
1864平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 田原市高松町カル桶
129番2
田
887平方メートル |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 田原市高松町カル桶
130番1
田
553平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1～3		
現況地目	■農地(休耕地)(物件1～3)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ■現況図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が農地(休耕地)として占有している。 ☐ 上記の者が農地として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
その他の事項	☒ 物件1～3にかけてハウスがある。 ☒ 物件3の北東側に重油タンクが4基, タンクが1基それぞれある。 ☒ 物件1の東側に引込電柱がある。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]		
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物配置図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼物件1～3所有者	1 私は、物件1～3の所有者です。 2 物件1～3については、私が代表者である農業法人の株式会社KNKコーポレーション(以下「KNK」という。)が無償で借り、KNKが他の業者に貸して、耕作してもらっていました。 3 物件1～3のハウスでは、令和4年12月ころまで、菊が栽培されていましたが、令和4年12月ころ以降は、耕作されていません。
■ 田原市農業委員会	(令和5年8月21日付け照会に対する回答) 物件1～3について 1 照会の土地の現況地目 畑(農業用ハウス建築済)。 2 農地法3条又は5条の適用対象地になるかどうか 3条許可申請が必要(3条許可しか認められない、転用困難。))。 3 転用許可(届出)がされている場合は、許可年月日、許可条項、転用目的並びに許可申請書の住所及び氏名 該当なし。 4 転用許可がされていないときは、その旨(農地法第4条第1項ただし書のときはその旨) 該当なし。 5 転用許可を得ないで土地の現況を農地等以外のものに変更している場合は、現状回復命令が発せられる見込みの有無 該当なし。 6 賃借(小作)の有無(台帳登載の有無) 使用貸借人 株式会社KNKコーポレーション 住 所 田原市高松町岩本230番地1 期 間 令和4年4月1日～令和6年3月31日 7 買受適格証明書の要否 要。 8 その他参考となる事項 市街化調整区域内農地。 農業振興地域農用地区域内農地。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

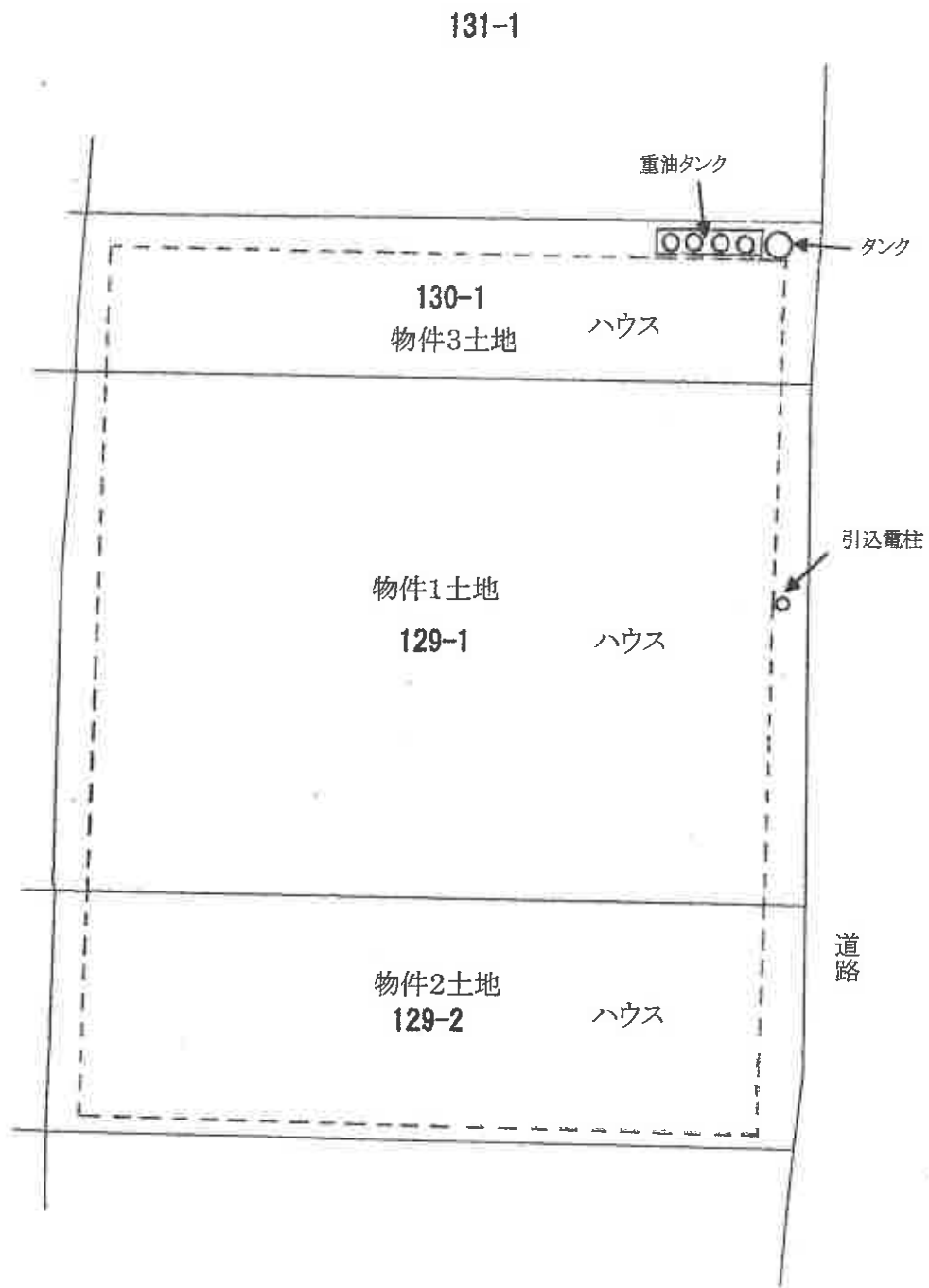
- 1 物件1～3の占有関係は、関係人の陳述及び執行官の現況等から2枚目に記載のとおりと認められる。
- 2 物件1～3は、農地（休耕地）になっている。物件1～3は、東側が道路に接面している。物件1～3の南東角及び北東角には、いずれも一見して、境界杭等を確認することができなかった。なお、南西角及び北西角については、立ち入ることができなかったため、境界杭等を確認することができなかった。物件1～3の西側の130番2の土地、129番3の土地及び129番4の土地は、登記記録上、公衆用道路となっているが、立ち入ることができなかったため、接道状況等について確認することができなかった。物件1～3の北側は、コンクリート擁壁で、南側は、コンクリートパネルで、それぞれ囲まれている。
- 3 物件1～3にかけてハウスがある。
- 4 物件3の北東側に重油タンクが4基、タンクが1基それぞれある。
- 5 物件1の東側に引込電柱がある。
- 6 評価人の調査によれば、物件1～3は、豊川総合用水土地改良区及び田原市土地改良区の受益地であり、現況調査時点における賦課金等の未納額については、豊川総合用水土地改良区が、24,547円（令和4年度、令和5年度分）、田原市土地改良区が、令和5年度の土地の賦課金が14,042円、温室の賦課金が18,278円（令和5年度分）である、とのことであるが、詳細については、豊川総合用水土地改良区及び田原市土地改良区に問い合わせされたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
5年8月21日 (月) 13:10-13:30	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (屋外), 占有状況調査
5年8月21日 (月)	(郵便)	農地等の現況について (照会) (田原市農業委員会)
5年8月21日 (月)	(郵便)	住民票取寄 (田原市役所)
5年9月4日 (月)	(郵便)	立入調査期日通知
5年9月28日 (木) 13:00-13:40	目的物件所在地	(立入調査) 写真撮影 (屋外), 評価人同行, 債務者兼物件1～3所有者立会い, 聴取
5年11月13日 (月) 12:40-13:00	目的物件所在地	(立入調査) 境界確認, 写真撮影 (屋外) 等
年 月 日 ()		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 本件建物は, 全戸不在で無施錠であったため, 立会人を立ち合わせ, 本件建物内に立ち入った。 ☐ 平成 年 月 日 本件建物は全戸不在で施錠されていたので, 解錠技術者により解錠し, 立会人とともに同所に立ち入った。 ☐ 平成 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

現況図(概略)



128-1





①南西側境界
付近の状況

128番1の土地

物件2



②南側境界
付近の状況

128番1の土地

物件2



③北西側境界
付近の状況

物件3 タンク 重油タンク 131番1の土地



④北側境界
付近の状況

物件3 131番1の土地

令和5年（ケ）第39号
令和5年8月21日受理
令和5年9月28日現地調査
令和5年10月13日評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

物件1～3

評価人
不動産鑑定士

松島 教

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 5 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 8 6 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 4 1 0, 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 2 6 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市高松町カル桶 1 2 9 番 1 田 1 8 6 4 m ²	畑
2	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市高松町カル桶 1 2 9 番 2 田 8 8 7 m ²	畑
3	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市高松町カル桶 1 3 0 番 1 田 5 5 3 m ²	畑
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位置・交通	豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の南西方約5.9km(道路距離) (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	田畑が広がる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 農振法上の規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60% 200% 農業振興地域、農用地区域 渥美半島県立自然公園(普通地域)
画地条件	地積：3304㎡ 間口：約64m 奥行：約52m 形状：長方形	
自然的条件	地勢：平坦地 日照：普通	
接面道路の状況	東側有効幅員約3.3m舗装市道 ・路面との高低差：路面よりも約0.7m高い。	
土地の利用状況等	現況調査報告書の記載のとおり	
特記事項	・買受適格証明を要す。 ・豊川総合用水土地改良区の受益地である。 令和4年度の賦課金12,323円、令和5年度の賦課金12,224円が未納である。 ・田原市土地改良区の受益地である。 令和5年度の土地の賦課金14,042円が未納である。 令和5年度の温室の賦課金18,278円が未納である。 ・埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

第5 評価額算出の過程

目的土地の基礎となる価格を求め、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	占有 減価 修正	基礎となる 価格 (円) ア×イ×ウ ×エ＝オ	市場 性 修正	競売 市場 修正	評価額 (円) オ×カ×キ
	ア	イ	ウ	エ		カ	キ	
1	1,100	1.00	1864	1.00	2,050,000	0.60	0.70	860,000
2	1,100	1.00	887	1.00	980,000	0.60	0.70	410,000
3	1,100	1.00	553	1.00	610,000	0.60	0.70	260,000
一括価格（合計）								1,530,000

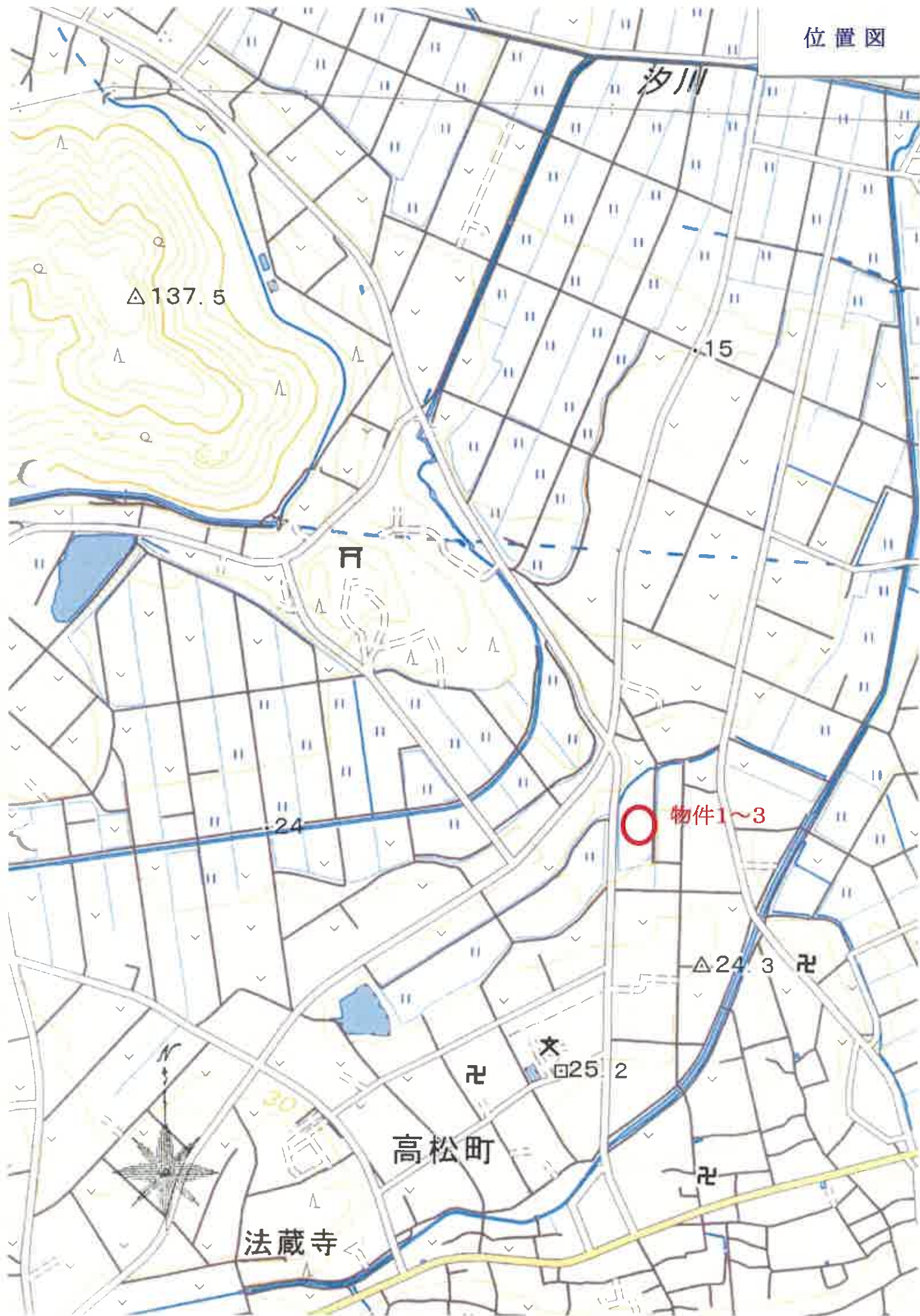
計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。

- ア 標準画地価格：本件土地は農地であり、規準すべき地価公示地等が存在しないため、取引事例、評価先例等を参考に地域分析等を行って査定した。
- イ 個別格差：なし
- ウ 地積：登記数量による。
- エ 占有減価修正：必要なし
- カ 市場性修正：農地市場の閉鎖性、近年の農地需要の減退傾向等を考慮して査定した。
- キ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 現況図(概略)
- 5 現況写真

以 上





地番区域見出
高松町カル桶

請 求 部 分	所 在 田原市高松町カル桶					地 番	129番1			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和62年3月23日				備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年9月4日
名古屋法務局豊橋支局
登記官



登記年月日：平成1年12月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年9月4日 名古屋法務局豊橋支局 登記官

8280306

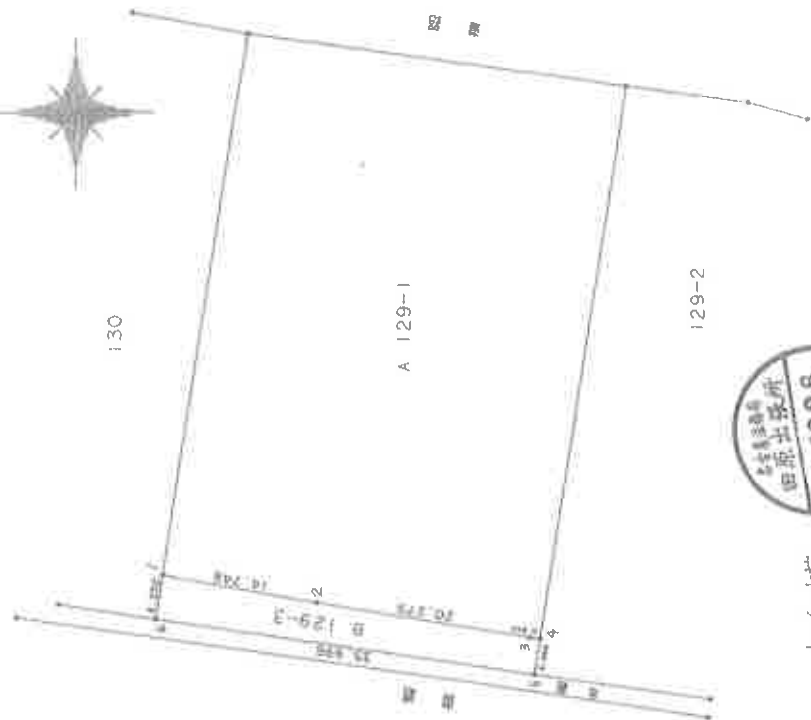
前 129-1 後・部 129-1-129-3 地 積 測 量 図
地 番 129-1-129-3
土地の所在 愛知県豊橋市大字高松笠カール桶

平成15年8月20日行政区画を田原市高松町と変更

座標求積表

地 番 ③	129-3	Xn	Yn	(Xn-1) - Xn-1)Yn	部 積
M.49	827.370	1006.001	437.610435	3.449	
Y.16	828.331	1006.128	21082.406112	0.970	
Y.17	848.324	1009.522	34819.423302	20.279	
M.50	862.822	1012.228	15340.315340	14.748	
286	863.479	1008.029	-35206.420854	4.250	
283	827.896	1002.593	-36202.630637	35.996	
		価 値 積	270.703698		
		面 積	135.3518490		
		地 積	135.35	m ²	

地 番 ③	129-1	積 算	135.3518490
公 積	2000	積 算	864.6481510
		地 積	864.64 m ²



1~6 木杭

A4判に縮小

縮尺 1/500

嘱託者

作製者

(平成元年9月13日作製)

登記年月日：平成1年12月26日

8280307

前 129-2 129-2-129-4

土地積算図

地番 129-2-129-4

土地の所在 田原市高松町と変更

平成15年8月20日行政区画を田原市高松町と変更

座標求積表

地番③	129-4	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距	算
M.48		810.699	1003.410	16199.031040		3.228
M.49		827.370	1006.001	17300.199197		16.871
283		827.896	1002.593	-16185.861392		3.449
282		811.226	1000.225	-17200.869325		16.838
		総面積		112.519520		
		面積		56.2597600		
		地積		56.25	m ²	

地番④	129-2	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距	算
M.44		811.226	1000.225	-17200.869325		16.838
M.45		827.370	1006.001	17300.199197		16.871
M.46		827.896	1002.593	-16185.861392		3.449
M.47		810.699	1003.410	16199.031040		3.228
		総面積		112.519520		
		面積		56.2597600		
		地積		56.25	m ²	



1~4 木杭



A4判に縮小

縮尺 1/500

嘱託者

作製者

(平成元年9月13日作製)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年9月4日 名古屋地務局豊橋支局 登記官

請求番号：6-5

登記年月日：平成1年12月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年9月4日 名古屋法務局豊橋支局 登記官

8280308

A4判に縮小

前

130 後・前 130-1.130-2

土地積測量図

地番 130-1.130-2

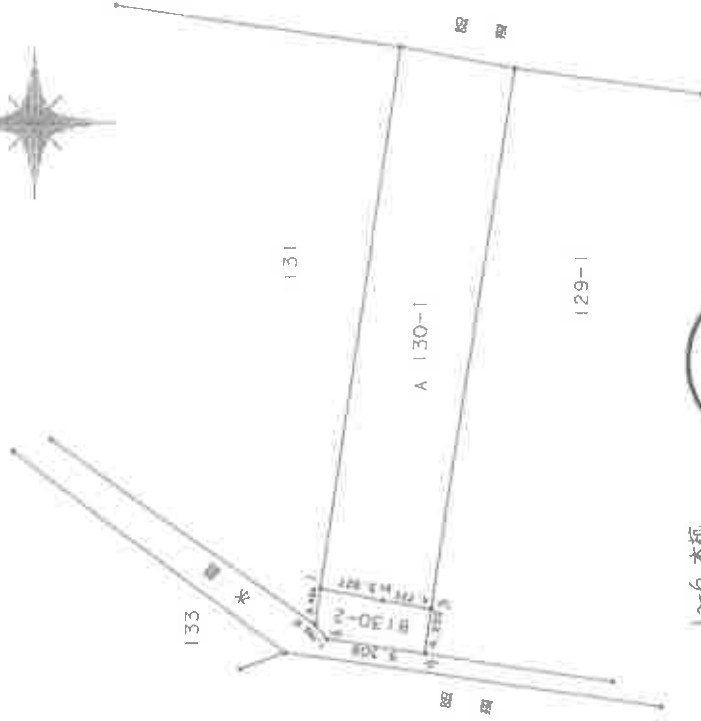
土地の所在 豊橋市豊橋区大宮高松空カル桶

平成15年8月20日行政区画を田原市高松町と変更

座標求積表

地番④	130-2	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	総 算
測 点					
M.50		862.822	1012.228	4032.716352	4.250
Y 18		867.463	1013.094	10588.858488	4.722
M.51		873.274	1014.267	6415.238775	5.927
288		873.788	1010.851	-609.543153	3.454
287		872.671	1009.497	-10406.904573	1.755
286		863.479	1008.029	-9928.077621	9.308
		価 値 和	92.288268		
		面 積	46.1441340		
		地 積	46.14	m	

測量点④	130-1				
測 点					
M.50		862	1012	4032.716352	
				10588.858488	
				6415.238775	
				-609.543153	
				-10406.904573	
				-9928.077621	
				92.288268	
				46.1441340	
				46.14	m



名古屋法務局
田原出張所
1.12.26
処理

1/500

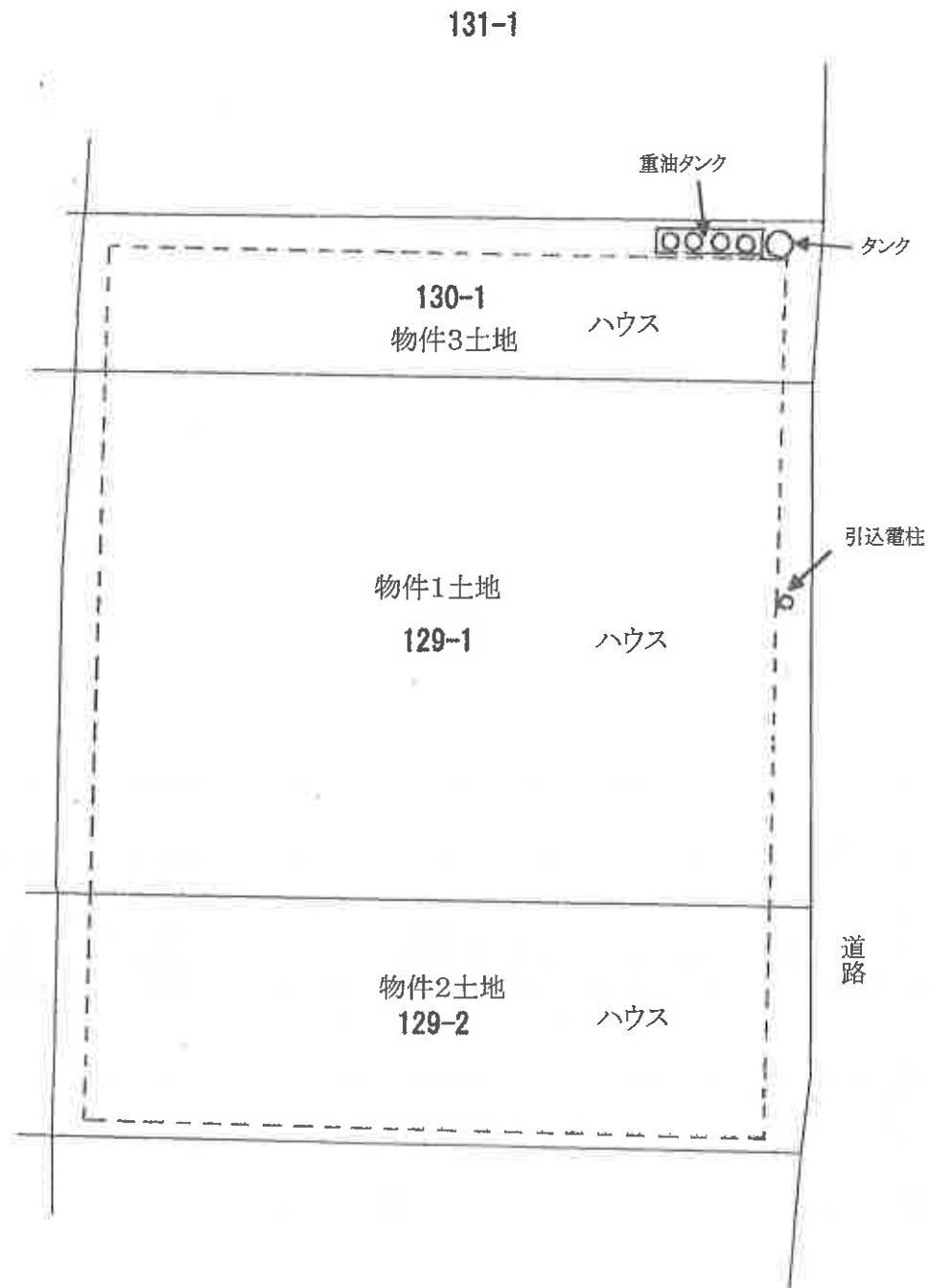
縮尺

嘱託者

製作者

(平成元年9月13日作製)

現況図(概略)



128-1





写真撮影 (1)

物件 1 ~ 3



写真撮影 (2)

物件 1 ~ 3